### 守山市告示第299号

守山市中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月24日

守山市長 森 中 高 史

守山市中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、中小企業等における再生可能エネルギーの導入促進、徹底した省エネルギー化の推進を図るため、太陽光発電システム、蓄電池システム、その他の省エネルギー設備等を設置する事業者に対して、守山市中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、守山市補助金等交付規則(昭和53年規則第1号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 「中小企業等」とは、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第2項、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条または一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1項から第3項までに規定する事業所とする。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる 条件をすべて満たす者とする。
  - (1) 守山市内に店舗、工場、事業所、事務所または支店(以下「事業所」という。)を有する中小企業等であること。
  - (2) 太陽光発電システム、蓄電池システム、その他の省エネルギー設備等(以下「補助対象設備」という。)を設置する建物は既存施設とし、補助対象設備の整備に併せて整備するものでないこと。
  - (3) 守山市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限等に関する要綱(平成23年 告示第17号)第1条に規定する特定滞納者でない者であること。ただし、守山市に納 税義務のない者については、納税義務のある市区町村において市税等を滞納していな いこと。
  - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条 に規定する営業を行う事業所でないこと。

(補助対象事業)

- 第4条 補助金の交付対象となる事業は、別表第1に定める事業とし、令和8年2月27日 までに引き渡しを受けるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。
  - (1) 補助金を申請しようとする中小企業等と資本関係がある施工業者による事業
  - (2) 補助金を申請しようとする中小企業等の代表者、役員、代表者の配偶者または2親等以内の親族が役員として属する施工業者による事業
  - (3) 事業を営んでいない個人と契約した事業
  - (4) 自宅兼事業所に設置する設備等で専ら事業の用のみに使用する設備等でないと市長が認めたもの
  - (5) 過去に国、県および市区町村が実施する助成制度による財政的支援を受けた補助対象設備のうち、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1および別表第2に規定する法定耐用年数を経過していない設備を更新するもの

(補助対象経費)

- 第5条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象設備の設置に係る本工事費、付帯工事費および設備費とする。この場合において、付帯工事費とは、養生、仮設、解体、廃材処分、建築確認申請および最低限の付帯工事に係る費用とする。
- 2 補助金の対象外とする経費および費用は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 消耗品の購入に係る経費
  - (2) 公租公課(消費税または地方消費税相当額等)
  - (3) 各種保証料または保険料
  - (4) 既存設備等の修理または修繕に係る経費
  - (5) 購入の際にポイントを利用した場合の利用額および値引き費用
  - (6) 中古品またはリース取引に基づく設備等の取得費用
  - (7) 販売、貸付等による利益を目的とする設備等の取得費用
  - (8) 転売、返品、贈与等を目的とする設備等の取得費用
  - (9) 予備的取得または将来に備えるための設備等の取得費用
  - (10)経常的に係る維持管理費用
- 3 太陽光発電システム、蓄電池システム、省エネルギー設備等のそれぞれの補助対象経 費の総額が10万円に満たない場合は、補助の対象としない。

(補助金額等)

- 第6条 補助金額等は、別表第2に定めるとおりとする。
- 2 市内に本社もしくは本店を有する法人または市内の個人の事業者が施工を行う場合は、

別表第2に定める補助限度額の20パーセント相当額を加算する。

- 3 第1項の補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 この要綱に基づく補助金の交付は、1補助対象者について1回を限度とする。
- 5 補助金の交付決定前に発注し、または契約を締結した設備は補助の対象外とする。 (補助金の交付申請等)
- 第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、令和7年5月1日から令和8年1月16日までに守山市中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
  - (1) 事業計画内訳書 (別記様式第2号)
  - (2) 守山市に事業実態があることが確認できる資料
  - (3) 申請者の住民票、運転免許証、マイナンバーカード等申請者の氏名および現住所が確認できる公的証書の写し(申請者が個人事業主である場合)
  - (4) 補助対象事業に係る見積書の写し(導入設備のメーカー名および型番ならびに対象 経費の内訳の分かるもの)および補助対象設備の要件を満たしていることが分かる書 類(仕様書等)
  - (5) 補助対象設備を設置する事業所の付近位置図
  - (6) その他市長が特に必要と認める書類等
- 2 申請者は、前項に規定する申請書の提出を施工業者等に委任することができる。ただ し、無償で手続きを代行する場合に限る。
- 3 前項の委任を受けた者が交付申請を行うときは、申請書の手続代行者欄に氏名、住所、 連絡先等を記載すること。
- 4 申請者は、第1項の申請をもって、守山市が補助金交付の可否決定にあたり、市税等 滞納の有無および居住の確認について、調査することを承諾したものとする。
- 5 設備を導入する事業所が賃貸している物件である場合は、申請書において、賃貸人の 承諾欄を記入すること。

(交付決定)

- 第8条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、 適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、守山市中小企業等再エネ・省エネ設備等 導入促進補助金交付決定通知書(別記様式第3号)により、当該申請者(以下「交付決 定者」という。)に通知するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、守 山市中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金不交付決定通知書(別記様式第4 号)により、理由を付して当該申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前2項の補助金の交付の可否について、申請があった日から30日以内に決定 しなければならない。

(補助事業の変更等)

- 第9条 規則第7条に規定する補助金の変更の承認を受けたい者は、守山市中小企業等再 エネ・省エネ設備等導入促進補助金変更交付・中止承認申請書(別記様式第5号)に、 次に掲げる資料を添えて市長に提出しなければならない。
  - (1) 事業変更計画内訳書(別記様式第6号)
  - (2) 変更内容が確認できる書類
- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、 申請者に対し、守山市中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金変更交付決定通 知書(別記様式第7号)により通知するものとする。
- 3 補助金の増額の変更は認めない。
- 4 規則第7条に規定する軽微と認められる変更は、補助金の額の20パーセント以内の減額とする。

(実績報告)

- 第10条 規則第11条に規定する実績報告は、補助対象事業完了の日から起算して30日を超 えない日または令和8年2月27日のいずれか早い日までに、守山市中小企業等再エネ・ 省エネ設備等導入促進事業補助金実績報告書(別記様式第8号。以下「実績報告書」と いう。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、 第2号および第4号の添付資料に記載されている氏名は交付決定者の氏名と同一でなけ ればならない。
  - (1) 事業実績内訳書(別記様式第9号)
  - (2) 補助対象事業に係る請負契約書または発注書等の写し
  - (3) 補助対象事業の施工前後の写真
  - (4) 補助対象経費を支出したことを証する書類の写し(領収書等)
  - (5) 補助対象設備の保証書の写しまたはこれに代わるもの
  - (6) 補助対象設備に応じた次の書類
    - ア 太陽光発電システム 出力対比表の写し
    - イ 蓄電池システム 太陽光発電システムとシステム連携していることが分かる書類(配線図、構造図)
  - (7) その他市長が特に必要と認める書類
- 2 申請者は、前項に規定する実績報告書の提出を施工業者等に委任することができる。 ただし、無償で手続きを代行する場合に限る。
- 3 前項の委任を受けた者が実績報告を行うときは、実績報告書の手続代行者欄に氏名、 住所、連絡先等を記載すること。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書等の内容を審査し、補助金の交付の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、守山市中小企業

等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金確定通知書(別記様式第10号)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の額の確定は、第8条第1項および第9条第2項で決定した額を超えない範囲で 行うものとする。

(補助金の請求および交付)

- 第12条 前条の規定による補助金額確定通知を受けた申請者は、守山市中小企業等再エネ・ 省エネ設備等導入促進補助金交付請求書(別記様式第11号。以下「交付請求書」という。) により速やかに市長に請求するものとする。
- 2 市長は、交付請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付する。

(立入り検査等)

第13条 市長は、補助金の適正な交付のため、必要があるときは、申請者に対して報告を求め、または担当職員に当該事務所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。この場合において、立ち入る職員は、その身分を示す職員証明書を提示しなければならない。

(決定の取消し)

- 第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定 の全部または一部を取り消すことができる。
  - (1) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
  - (2) 補助対象事業を承認なく変更し、または廃止したとき。
  - (3) 虚偽その他の不正な行為により補助金の交付を受け、または受けようとしたとき。
  - (4) この要綱の規定またはこれに基づく指示に違反したとき。
  - (5) その他法令またはこれらに基づく指示に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、守山市中小企業等 再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付取消通知書(別記様式第12号)により交付決 定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて守山市中小企業等再エネ・省エネ設備導入促進補助金交付取消通知書(別記様式第13号)により、交付決定者に当該補助金の返還を命じるものとする。

(書類の整備)

- 第16条 交付決定者は、補助対象事業に係る経費の収入支出を明らかにした帳簿証拠書類 その他関係書類を整備しておかなければならない。
- 2 前項に規定する書類は、令和8年度から5年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 補助金の交付を受け取得した物品を市長の承認を受けないで、目的に反して使用

し、譲渡し、交換し、貸付し、担保に供し、または廃棄してはならない。ただし、減価 償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1および別表第2に規定する法定耐用年数を 経過した場合については、この限りでない。

2 前項の規定に違反した場合において、市長は期限を定め補助金の返還を求めることができる。

(不可抗力に対する補助対象事業の取扱い)

第18条 前条までの規定にかかわらず、天災等申請者の責めに帰すことができない事由により、事業期間内に補助対象事業の完了が困難となった場合の取扱いについては市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年5月1日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。 ただし、第13条から第18条までの規定は、なお効力を有する。

(守山市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限等に関する要綱の一部改正)

2 守山市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限等に関する要綱(平成23年告 示第17号)の一部を次のように改正する。

別表1補助金、交付金、報奨金等(物品給付を含む。)の表中

守山市中小企業等再エネ・省エネ設備等導 入促進補助金

守山市中小企業等再工ネ・省工ネ設備等導入促進補助金交付要綱(令和6年告示第 230号)

」を

Γ

守山市中小企業等再エネ・省エネ設備等導 入促進補助金

守山市中小企業等再工ネ・省工ネ設備等導入促進補助金交付要綱(令和7年告示第 299号)

」に改める。

## 別表第1 (第4条関係)

補助対象設備	対象要件(全ての要件を満たすこと。)
	(1) 発電された電気の全部または一部を事業所において消
	費するもの
太陽光発電システム	(2) 太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー
	およびその他付属機器で構成されているもの
	(3) 太陽電池モジュールが、一般社団法人太陽光発電協会

JPEA 代行申請センター (JP-AC) において設備認定に かる型式登録されているものまたはそれと同等である 市長が認めるもの	ら 事 電 る ッ 録 も
市長が認めるもの (4) 蓄電池システムを併せて設置するか既に備えている 業所に設置すること。 (1) 太陽光発電システムと常時接続し、同システムが多する電力を充放電できるもの (2) 蓄電池および電力変換装置が一体的に構成されているの (3) 一般社団法人環境共創イニシアチブ (SII) が「ネト・ゼロ・エネルギー・ハウス補助事業」において多しているものまたはそれと同等であると市長が認めるの (4) 太陽光発電システムを併せて設置するか既に備えてる事業所に設置すること。 高効率 コージェネレーション 冷凍冷蔵設備 制御機能付き (Ⅲ) 設備単位型<コーティリティ設備>」に選出された。 設備またはそれと同等であると市長が認めるもの	事 電 る ツ 録 も
(4) 蓄電池システムを併せて設置するか既に備えている 業所に設置すること。 (1) 太陽光発電システムと常時接続し、同システムが多 する電力を充放電できるもの (2) 蓄電池および電力変換装置が一体的に構成されてい もの (3) 一般社団法人環境共創イニシアチブ (SII) が「ネ ト・ゼロ・エネルギー・ハウス補助事業」において多 しているものまたはそれと同等であると市長が認める の (4) 太陽光発電システムを併せて設置するか既に備えて る事業所に設置すること。  高効率 コージェネレーション 冷凍冷蔵設備 制御機能付き (III) 設備単位型<コーティリティ設備>」に選出され 設備またはそれと同等であると市長が認めるもの	きる。少録も
業所に設置すること。 (1) 太陽光発電システムと常時接続し、同システムが多する電力を充放電できるもの (2) 蓄電池および電力変換装置が一体的に構成されています。 (3) 一般社団法人環境共創イニシアチブ (SII) が「ネト・ゼロ・エネルギー・ハウス補助事業」において多しているものまたはそれと同等であると市長が認めるの (4) 太陽光発電システムを併せて設置するか既に備えてる事業所に設置すること。  高効率空調 業務用給湯器 高効率 コージェネレーション 冷凍冷蔵設備 制御機能付き (III) 設備単位型 < ユーティリティ設備 > 」に選出された同等であると市長が認めるもの	きる。少録も
(1) 太陽光発電システムと常時接続し、同システムが多する電力を充放電できるもの (2) 蓄電池および電力変換装置が一体的に構成されているの (3) 一般社団法人環境共創イニシアチブ (SII) が「ネト・ゼロ・エネルギー・ハウス補助事業」において多しているものまたはそれと同等であると市長が認めるの (4) 太陽光発電システムを併せて設置するか既に備えてる事業所に設置すること。  高効率空調 業務用給湯器 高効率 コージェネレーション 冷凍冷蔵設備 制御機能付き (III) 設備単位型 < ユーティリティ設備 > 」に選出される開発であると市長が認めるもの	いるツ緑も
する電力を充放電できるもの (2) 蓄電池および電力変換装置が一体的に構成されているの もの (3) 一般社団法人環境共創イニシアチブ (SII) が「ネト・ゼロ・エネルギー・ハウス補助事業」において登しているものまたはそれと同等であると市長が認めるの (4) 太陽光発電システムを併せて設置するか既に備えてる事業所に設置すること。  高効率空調 業務用給湯器 高効率 コージェネレーション 冷凍冷蔵設備 制御機能付き  「令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業(III) 設備単位型<ユーティリティ設備>」に選出される機能を対象の に選出される場合に対している。  「会和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業を対象の表別であると市長が認めるもの	いるツ緑も
(2) 蓄電池および電力変換装置が一体的に構成されていますの (3) 一般社団法人環境共創イニシアチブ (SII) が「ネト・ゼロ・エネルギー・ハウス補助事業」において登しているものまたはそれと同等であると市長が認めるの (4) 太陽光発電システムを併せて設置するか既に備えてる事業所に設置すること。  高効率空調 業務用給湯器 一般社団法人環境共創イニシアチブ (SII) が実施する「令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業(III) 設備単位型<ユーティリティ設備>」に選出された関連を表している。 (III) 設備単位型<ユーティリティ設備>」に選出された。 (III) 設備単位型<ユーティリティ設備>」に選出された。 (III) 設備単位型<ユーティリティ設備>」に選出された。 (III) 設備単位型<ユーティリティ設備>」に選出された。 (III) 記述を表している。 (IIII) 記述を表している。 (IIIII) 記述を表している。 (IIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIII	ツを録
***	ツを録
<ul> <li>蓄電池システム</li> <li>(3) 一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が「ネト・ゼロ・エネルギー・ハウス補助事業」において登しているものまたはそれと同等であると市長が認めるのの(4) 太陽光発電システムを併せて設置するか既に備える事業所に設置すること。</li> <li>高効率 コージェネレーション 冷凍冷蔵設備 制御機能付き</li> <li>(III) 設備単位型&lt;ユーティリティ設備&gt;」に選出される機能を表するとであると市長が認めるもの</li> </ul>	を録
<ul> <li>蓄電池システム</li> <li>ト・ゼロ・エネルギー・ハウス補助事業」において登しているものまたはそれと同等であると市長が認めるの(4) 太陽光発電システムを併せて設置するか既に備える事業所に設置すること。</li> <li>高効率空調業務用給湯器 一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が実施する「令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業(Ⅲ)設備単位型&lt;ユーティリティ設備&gt;」に選出される機能付き</li> <li>制御機能付き</li> </ul>	登録
ト・ゼロ・エネルギー・ハウス補助事業」において登しているものまたはそれと同等であると市長が認めるの (4) 太陽光発電システムを併せて設置するか既に備えてる事業所に設置すること。  高効率空調 業務用給湯器 高効率 コージェネレーション 冷凍冷蔵設備 制御機能付き  「令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業(Ⅲ)設備単位型<ユーティリティ設備>」に選出された関係であると市長が認めるもの	5 &
の (4) 太陽光発電システムを併せて設置するか既に備えてる事業所に設置すること。  高効率空調 業務用給湯器 高効率 コージェネレーション 冷凍冷蔵設備 制御機能付き  (Ⅲ) 設備単位型<ユーティリティ設備>」に選出される場所であると市長が認めるもの	
(4) 太陽光発電システムを併せて設置するか既に備えてる事業所に設置すること。	
る事業所に設置すること。	
る事業所に設置すること。	
高効率空調 業務用給湯器 - 般社団法人環境共創イニシアチブ (SII) が実施する 高効率 コージェネレーション 冷凍冷蔵設備 制御機能付き - 制御機能付き	
業務用給湯器 - 高効率 コージェネレーション 冷凍冷蔵設備 制御機能付き - 制御機能付き	
高効率 コージェネレーション 冷凍冷蔵設備 制御機能付き 一般社団法人環境共創イニシアチブ (SII) が実施する 「令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業 (Ⅲ)設備単位型<ユーティリティ設備>」に選出された同等であると市長が認めるもの	
コージェネレーション 冷凍冷蔵設備 制御機能付き 「令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業 (Ⅲ)設備単位型<ユーティリティ設備>」に選出され 設備またはそれと同等であると市長が認めるもの	
〜 冷凍冷蔵設備 (Ⅲ)設備単位型<ユーティリティ設備>」に選出され 設備またはそれと同等であると市長が認めるもの	187
設備またはそれと同等であると市長が認めるもの   制御機能付き	した
LED 照明器具	<u> </u>
施工後の開口部の熱貫流率が 3.49W/(m²・K)以下となる	
窓の断熱ス交換、内窓設置、外窓交換または同等の性能を有する	) 旭
I	
施工後の開口部の熱貫流率が 4.7W/(㎡・K)以下もしくに	
玄関ドアの断熱   ラッシュ構造等断熱効果のある玄関ドアへの交換また	同
等の性能を有する施工	
外壁へ断熱材の外張施工、外壁の内側から断熱材を充場	[施
外壁の断熱 工もしくは内張施工または断熱塗装等断熱性能を有する	施
エ	
屋根の上側(外側)へ断熱材を外張施工もしくは屋根の	
屋根の断熱 側(小屋裏側)に断熱材を施工または断熱塗装等断熱性	)下
を有する施工	•

# 別表第2(第6条関係)

区分	補助対象設備	補助金額	補助		
			限度額		
		太陽電池モジュールの最大出力(小数点			
ア	太陽光発電システム	第2位以下切捨て)に1kwあたり3万円	15 万円		
		を乗じて得た額			
	芸術連ジュテル	蓄電溶量(小数点第2位以下切捨て)1 蓄電池システム			
1	<b>歯电心ン</b> クノム	kwh あたり3万5千円を乗じて得た額	28 万円		
	高効率空調				
	業務用給湯器				
	高効率				
	コージェネレーション				
	冷凍冷蔵設備	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額			
ウ	制御機能付き	※左欄に掲げる補助対象設備の同時申請	50 万円		
	LED 照明器具	は可能とする。			
	窓の断熱				
	玄関ドアの断熱				
	外壁の断熱				
	屋根の断熱				

- ※市内に本社もしくは本店を有する法人または市内の個人の施工業者が施工する場合、補助限度額の20パーセント相当額を加算する。
- ※区分ア、イ、ウの同時申請は可能とする。すべての補助対象経費の合計に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

守山市長 あて

守山市中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付申請書

(申請事業者)	住所
	事業所名 (商号・屋号)
	代表者役職・氏名
	電話番号

守山市中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。また、交付要件の確認のため私の市税等の納付状況を市が確認すること、本申請に関し守山市から検査・報告等の求めがあった場合に同意します。

1 事業所の所在地	所在地 <u>守山市</u> 所有者(申請者との関係: )
2 事業者種別	□法人  □個人事業主
3 導入設備	□太陽光発電システム 【蓄電池システムの設置状況】 □設置済 □未設置(蓄電池と同時設置) □蓄電池システム 【太陽光発電システムの設置状況】 □設置済 □未設置(太陽光発電と同時設置) □その他省エネ設備等
4補助申請額	<u>円</u> (税抜き・千円未満切捨て) (様式第2号 事業計画内訳書 補助申請額【⑤】と同額)

	対象設備	肯に対	し他	(国や	県等	) から	申請(	交付)	された	総額
5他の補助金で申請(交付)された	(補助金	·名:				<u>円</u>				)
額	.,,,,,,,,	_ , .	ىك ١.	la Tix	J. 1 .	田人江	-T	b 1 7	- / 2 \ 2	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	申請		) 3	70°C V	ない	場合は、	ナエツ	クして	. < 72 3	, , ,
	事業所	名 ——								
6請負事業者	所在均	<u>ł</u>								
	電話番	号				1	Г			
7履行期間(予定)	着工		年	月	日	完了		年	月	日
8確認事項	が、減 別表第 省エネ設(	支援を 価償却 1およ 備を導	ご受ける で別ま で別ま 入する	た設備での耐用年	はない 数等に 見定す	いことま 関する省 る法定耐	たは財政 令(昭和 用年数を	数的支援 140年大 と経過し	愛を受け 蔵省令第 ているこ	ている 第15号) こと
	□ 一般社団法人環境共創イニシアチブの「令和6年度補正予算省エネルギー投資促進支援事業(III)設備単位型」の<ユーティリティ設備>に選出された、省エネ設備である。									
賃貸物件の方 (貸主記載) ※自筆または押印	私が所有で	する 建	物を含	(	する 所住 氏	者) 所	いては、		インます	日日
添付書類	る場合) (4) 補助 番なら	市に事 者 見住所 対 い は お い は 大 い は 大 い る に う る う れ う し う れ う し う し う も う も う も う も う も う も う も う も	業実態 業実態 ボス 業 に は 業 に は が に 体 が に 体 が に 値 を 記	<ul><li>点がある</li><li>るを</li><li>そろ</li><li>そろ</li><li>そろ</li><li>そろ</li><li>そろ</li><li>そろ</li><li>そろ</li><li>そろ</li><li>そろ</li><li>そろ</li><li>そろ</li><li>そろ</li><li>そろ</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>その</li><li>をの</li><li>をの</li><li>をの</li><li>をの</li><li>をの</li><li>をの</li><l></l></ul>	こ許公 書内分生の分生の	マイナ、 E書の写 写し(導。 O分かる ら書類(作 O付近位間	ンバーカ し(申記 入設備の もの)ま 仕様書等	フード等 者が個 シメーカ らよび補	人事業	主であよび型
手続代行者	手続代行者									
	手続代行者 住所•連絡									

区分	補助対象設備	メーカー名等	容量等	事業費	交付申請額
ア	太陽光発電システム	メーカー名 型式名	太陽電池の 公称最大出力(合計)		最大出力値 ( <u>kw</u> ) ×3万円 (小数点第2位以下切捨て)
		王八石		円	<u>円</u> …① (税抜き) <b>※</b> 上限15万円
イ	蓄電池	メーカー名	容量(合計)		蓄電容量 ( <u>kwh</u> ) ×3万5千円 (小数点第2位以下切捨て)
	システム	型式名	<b>kwh</b>	円	円…② (税抜き) <b>※</b> 上限28万円

区分	補助対象設備	メーカー名等	事業費	補助対象経費
	高効率空調		円	円
	業務用給湯器		円	円
	高効率 コージェネレーション		円	円
	冷凍冷蔵設備		円	円
ウ	制御機能付き LED照明器具		円	円
	窓の断熱		円	円
	玄関ドアの断熱		円	円
	外壁の断熱		円	円
	屋根の断熱		円	円
	——— 補助対象	経費 合計		円【③】
	交付申請額 (税抜き)	[3×1/2] * _	上限50万円	円 (④)

<sup>※</sup>市内事業者により施工した場合は、補助上限額を2割上乗せします。

補助申請額合計	(税抜き)	(1 + 2 + 4)	(千円未満切捨て)
			円【⑤】

様

守山市長

守山市中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった守山市中小企業等再エネ・省エネ設備 等導入促進補助金について、守山市中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金 交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

- 1 補助対象設備
- 2 補助金の額 金

円

様

守山市長

守山市中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった守山市中小企業等再エネ・省エネ設備 等導入促進補助金について、守山市中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金 交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付しないことを決定しましたので通知 します。

記

1 不交付の理由

字	111	有長	あ	7
<b>'</b>	ЩΙ	11 TX	(X)	_

守山市中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金変更交付・中止承認申請書

		(1	申請事業者)	住所
				事業所名 (商号·屋号)
				代表者役職・氏名
				電話番号
		決定通知を	受けたこのこ	号で守山市中小企業等再エネ・省エネ設備等導 ことについて、守山市中小企業等再エネ・省エネ設備等 見定により、次のとおり申請します。
1	変更・中止の	)区分 [	□変更	□中止
2	変更の内容			
	変更前			
	変更後			
3	変更・中止の	)理由		
**	変更の場合	変更内容があ	確認できる t	

# 4 変更後の事業内容

	所在地	守山	市					_		
1事業所の所在地	所有者					_(申請者	肴との関係	:	)	
2事業者種別				□i	法人	□個人	事業主			
		電池シ	ステム	の設置	置状況】 (蓄電池	1と同時	設置)			
3 導入設備	□蓄電池システム									
		<ul><li>【太陽光発電システムの設置状況】</li><li>□設置済 □未設置(太陽光発電と同時設置)</li></ul>								
	□その他省エネ設備等									
4補助申請額	(様式)	<u>円</u> (税抜き・千円未満切捨て) (様式第6号 事業変更計画書 補助申請額【⑤】と同額)								
	対象設位	帯に対	し他(	国や県	具等)カ	ら申請	(交付) る	された	総額	
5 他の補助金で申請 (交付)された額	- (補助 <sub>3</sub>	<u></u> 金名:			<u> </u>	<u>]</u>			)	
	□申請	(交付)	) され	ていた	ない場合	゚゚゚゚はチェ	ックして^	ください	√ \°	
	□申請事業項		) され	ていた	ない場合 	îはチェ 	ックして^	ください	V ) <sub>0</sub>	
6請負事業者		听名	され	ていた	ない場合	<b>î</b> はチェ	ックして^	くださ	· · · ·	
6請負事業者	事業原	听名 地	) され	ていた	ない場合	はチェ	ックして^	ください	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	

	□ 導入する設備は、過去に国、県および市区町村が実施する助成制度による財政的支援
	を受けた設備ではないことまたは地域的支援を受けているが、減価償却資産の利用年
	数等に関する省令(昭和0年大蔵省令第15号)別表第1および別表第2に規定する法
	定而用年数を経過していること
8確認事項	
	省エネ設備を導入する場合
	□ 一般社団法人環境共創イニシアチブの「令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進
	支援事業 (Ⅲ) 設備単位型」の<ユーティリティ設備>に選出された、省エネ設備であ
	<b>ప</b> .

手続代行者	手続代行者名	
<del>分</del> 机 41.4	手続代行者 住所・連絡先等	

## 様式第6号(第9条関係) 事業変更計画内訳書

区分	補助対象設備	メーカー名等	容量等	事業費	交付申請額
ア	太陽光発電システム	メーカー名       型式名	太陽電池の 公称最大出力(合計) <u>kw</u> (小数点第2位以下切捨て)	円	最大出力値 ( <u>kw</u> ) ×3万円 (小数点第2位以下切捨て) <u>円</u> …① (税抜き) <b>※</b> 上限15万円
1	蓄電池システム	メーカー名 型式名	容量 (合計)	円	蓄電容量 ( <u>kwh</u> ) ×3万5千円 (小数点第2位以下切捨て) <u>円</u> …② (税抜き)※上限28万円

区分	補助対象設備	メーカー名等	事業費	補助対象経費
	高効率空調		円	円
	業務用給湯器		円	円
	高効率 コージェネレーション		円	円
	冷凍冷蔵設備		円	円
ウ	制御機能付き LED照明器具		H	円
	窓の断熱		円	円
	玄関ドアの断熱		円	円
	外壁の断熱		円	円
	屋根の断熱		円	円
	補助対象	円【③】		
	交付申請額 (税抜き)	円【④】		

※市内事業者により施工した場合は、補助上限額を2割上乗せします。

補助申請額合計	(税抜き)	(1 + 2 + 4)	(千円未満切捨て)
			円【⑤】

様

守山市長

円)

守山市中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで内容変更・中止申請のあった守山市中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金について、守山市中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付要綱第9条第2項の規定により、交付決定額を変更したので通知します。

記

- 1 補助対象設備
- 2 変更交付決定額 金 円(変更前 金

守山市長 あて

守山市中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金実績報告書

(申請事業者)	住所
	事業所名 (商号・屋号)
	ず未/月 在(尚ち・屋方)
	代表者役職・氏名
	雷話悉号

年 月 日付けで交付決定のあった守山市中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金について、守山市中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。また、本実績報告に関し、守山市から検査・報告等の求めがあった場合は、これに応じます。

1事業所の所在地	所在地 <u>守山市</u>
2 事業者種別	□法人  □個人事業主
3 導入設備	□太陽光発電システム 【蓄電池システムの設置状況】 □設置済 □未設置(蓄電池と同時設置) □蓄電池システム 【太陽光発電システムの設置状況】 □設置済 □未設置(太陽光発電と同時設置) □その他省エネ設備等
4補助申請額	<u>円</u> (税抜き・千円未満切捨て) (様式第9号 事業実績内訳書 補助申請額【⑤】と同額)

	対象部	受備に対	けし他	(国や	県等)	からり	申請	(交付)	された	総額
5他の補助金で申						円				
請(交付)された 額	(補助	<del></del> か金名:				1				)
	□申請	<b>∮(交</b> 付	t) さ	れてい	ない	場合は、	チェ	ックして	こくださ	۲۷۰° (۲۸۰
	事業	所名								
6 施工事業者	所名	<b>主</b> 地								
	電話	番号								
7履行期間	着工		年	月	日	完了		年	月	日
8 経費支払日				左	F	月		日		
添付書類	(2) 補 (3) 補 (4) 補 (5) 補 (6) イ 携し	<ul><li>前助助</li><li>前助</li><li>前助</li><li>前助太</li><li>前助太</li><li>蓄</li><li>第</li><li>第</li><li>第</li><li>第</li><li>第</li><li>第</li><li>第</li><li>第</li><li>第</li><li>第</li><li>第</li><li>第</li><li>第</li><li>第</li><li>第</li><li>第</li><li>第</li><li>第</li><li>第</li><li>第</li><li>第</li><li>第</li><li>第</li><li>第</li><li>第</li><li>第</li><li>第</li><li>第</li><li>第</li><li>第</li><li>第</li><li>第</li><li>第</li><li>第</li><li>第</li><li>第</li><li>第</li><li>第</li><li>3</li><li>4</li><li>5</li><li>5</li><li>6</li><li>6</li><li>7</li><li>6</li><li>7</li><li>6</li><li>7</li><li>6</li><li>7</li><li>6</li><li>7</li><li>6</li><li>7</li><li>6</li><li>7</li><li>6</li><li>7</li><li>6</li><li>7</li><li>6</li><li>7</li><li>6</li><li>7</li><li>6</li><li>7</li><li>6</li><li>7</li><li>6</li><li>7</li><li>6</li><li>7</li><li>6</li><li>7</li><li>6</li><li>7</li><li>6</li><li>7</li><li>6</li><li>7</li><li>6</li><li>7</li><li>6</li><li>7</li><li>6</li><li>7</li><li>6</li><li>7</li><li>6</li><li>7</li><li>7</li><li>7</li><li>8</li><li>7</li><li>8</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><li>9</li><l></l></ul>	改事経 設設発シこ備業費 備備電スと	ののを のにシテが 設施支 保応スム分 証じテ か	に前し 書たム太る書	るのこ 写の出光類工写と し書力発配	請証 た 比記線	契約書等 る書 れ の 写 大構 し と 図	か写し ( せわるも システ	(領収
手続代行者	手続代征	行者名								
	手続代征 住所・i	行者 連絡先等								

区分	補助対象設備	メーカー名等	容量等	事業費	交付申請額
ア	太陽光発電システム	メーカー名 型式名	太陽電池の 公称最大出力(合計)		最大出力値 ( <u>kw</u> ) ×3万円 (小数点第2位以下切捨て)
		王八石		円	<u>円</u> …① (税抜き) <b>※</b> 上限15万円
イ	蓄電池	メーカー名	容量(合計)		蓄電容量 ( <u>kwh</u> ) ×3万5千円 (小数点第2位以下切捨て)
	システム	型式名	<b>kwh</b>	円	円…② (税抜き) <b>※</b> 上限28万円

区分	補助対象設備	メーカー名等	事業費	補助対象経費		
	高効率空調		円	円		
	業務用給湯器		円	円		
	高効率 コージェネレーション		円	円		
	冷凍冷蔵設備		円	円		
ウ	制御機能付き LED照明器具		円	円		
	窓の断熱		円	円		
	玄関ドアの断熱		円	円		
	外壁の断熱		円	円		
	屋根の断熱		円	円		
	補助対象	円【③】				
	交付申請額 (税抜き) 【③×1/2】※上限50万円 円【④】					

※市内事業者により施工した場合は、補助上限額を2割上乗せします。

補助申請額合計	(税抜き)	(1 + 2 + 4)	(千円未満切捨て)
			円【⑤】

様

守山市長

守山市中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金確定通知書

年 月 日付けで申請のあった守山市中小企業等再エネ・省エネ設備 等導入促進補助金について、守山市中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金 交付要綱第11条の規定により、下記のとおり交付金額を確定したので通知します。

記

- 1 補助対象設備
- 2 交付確定金額 金

円

令和	年	月	日

守山市長 あて

(申請事業者)	住所	
	事業所名 (商号・屋号)	
	代表者役職・氏名	印
	電話番号	

守山市中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった守山市中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金について、守山市中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 金 円

## 2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 組合	本支店名	本 店 支 店 代理店 出張所
預金種別	普通 · 当座	口座番号 (右詰めにて記入)	
口座名義人	(フリガナ)		
添付書類	振込先口座の通帳の写し		

第 号年 月 日

様

守山市長

守山市中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付取消通知書

年 月 日付け守 第 号にて交付決定をした守山市中小企業等再 エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付決定の(全部・一部)について、守山市中小 企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付要綱第14条の規定により、下記のと おり取り消したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 取消金額 金 円
- 3 取消後の交付確定金額 金 円
- 4 取消理由

第 号年 月 日

様

守山市長

守山市中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金返還通知書

年 月 日付け守 第 号にて交付決定をした守山市中小企業等再 エネ・省エネ設備等導入促進補助金について、守山市中小企業等再エネ・省エネ設備 等導入促進補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり返還を請求します。

記

- 1 交付決定額(確定金額) 金 円
- 2 返還金額 金 円
- 3 返還理由
- 4 返還期日 年 月 日まで
- 5 返還方法